

公立大学法人高崎経済大学学長選考会議規程

平成23年度

規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学定款（以下「定款」という。）第1条第2項に基づき設置する高崎経済大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 選考会議は、次に掲げる委員6人をもって組織する。

- (1) 定款第18条第2項第3号から第5号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者 3人
- (2) 定款第23条第2項第2号から第5号に掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者 3人

2 前項第1号に掲げる委員の選出にあたっては、法人の役員及び職員以外の者が含まれるようにしなければならない。

(委員の身分の喪失)

第3条 委員は、学長候補者の候補として推薦され、これを承諾したときは、その身分を失う。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、議長は委員の互選により決定する。

(議長の職務代理)

第5条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、経営審議会及び教育研究審議会の委員の任期によるものとし、再任を妨げない。

2 選考会議の委員が欠けたときは補欠委員を選出し、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第7条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学長候補者の選考に関する事項

(2) 学長の任期に関する事項

(3) 学長の解任に関する事項

(招集)

第8条 選考会議は、次のいずれかに該当する場合に、議長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後、最初で開催される会議は、理事長が招集する。

(1) 学長の任期が満了するとき。

(2) 学長が辞任を申し出たとき。

(3) 学長が欠員となったとき。

(4) 学長が解任されたとき。

(5) 経営審議会又は教育研究審議会から学長解任の発議があったとき。

(6) その他議長が必要と認めたとき。

2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、速やかに選考会議を招集しなければならない。

(議事)

第9条 議長は、選考会議を主宰する。

2 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 選考会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項前段の場合において、議長は、委員として表決に加わることはできない。

(庶務)

第10条 選考会議の庶務は、総務グループ企画チームにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるほか、選考会議に関し必要な事項は、議長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月10日第16号)

この改正は、平成24年10月11日から施行する。

附 則（平成25年2月13日第65号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日第98号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日第31号）

この改正は、令和6年4月1日から施行する。